（5）計画の勧告及び取消しに関する基本的な事項

認定事業者が正当な理由（法第39条の２第１項に規定する正当な理由をいう。）がなく認定計画に従って日本船舶及び船員の確保を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められるときは、国土交通大臣は、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。さらに、当該認定事業者が当該勧告に従い必要な措置を講じなかったときは、その認定を取り消すことができる。

この場合において、トン数標準税制の適用を受けている認定事業者については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づき、減税額相当分の取り戻しが行われる。

ここで、同項に規定する「正当な理由」には、歴史的な海運不況が発生した場合が含まれるものとし、次のいずれの要件にも該当する場合には歴史的な海運不況として国土交通大臣の勧告を行わないこととする。

①　計画期間中における適切な運賃指標が、過去数年間（一連の傾向を適切に反映する数年の期間をいう。）との比較において著しく低位な水準にあり、これが一定期間（少なくとも１年を超える期間をいう。）継続していること。

②　採算の確保が困難な状況にあり、認定事業者において運航総隻数を削減せざるを得ず、運航総隻数を相当程度削減（当該認定事業者の過去数年間の実績（特殊要因によるものを除く。）相当以上の運航総隻数の削減をいう。）し、又はする見込みであること。

③　計画期首と比較し、計画期末における実質自社支配船隻数（認定事業者が確保する日本船舶及び当該認定事業者の海外子会社が保有する船舶の合計をいう。）に占める日本船舶の割合が概ね維持されていること。

また、法第39条の８第１項において、準日本船舶の認定を受けた本邦船主が、正当な理由がなく契約を履行していないと認めるときは、国土交通大臣は当該本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとしているが、同項に規定する正当な理由にいかなる事由が該当するかについては、規定の趣旨に基づき適切に運用することとする。なお、上記にかかわらず、歴史的な海運不況が発生した場合は、同項に規定する正当な理由には含まれない。

５．関係者の協力

近い将来、高齢化の進展等による船員不足の深刻化が確実視される中、今後、若年船員を安定的かつ計画的に確保し、円滑に海技の伝承を行って世代交代を進める必要性は高い。

このためには、青少年の海への関心を高めるための広報活動も含め、海事産業全体として人材の育成及び確保に向けた取組みについて関係者間の連携強化を図る必要がある。例えば、平成19年10月に設置された「海事産業の次世代人材育成推進会議」を活用し、官民が一体となって海事広報活動に戦略的に取り組むことが必要である。また、平成20年に開始された海洋に関わる幅広い分野での功績を挙げた者を内閣総理大臣が表彰する「海洋立国推進功労者表彰」を活用し、国民の海への関心を高めることが必要である。さらに、海事産業が集積する地域において、地域における様々な関係者が連携して海事関係の人材確保・育成に取り組む場合に、国も共同事業実施主体として参画し、地域の特性を活かした「海のまちづくり」を推進する。

６．日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

安定的な海上輸送を継続的に確保していくためには、国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶及び船員の確保を図ることが重要であることに鑑み、２．に掲げる諸施策の効果を検証するとともに、今後も諸外国の動向等を踏まえ、我が国における施策の充実・強化の是非を不断に検討する必要がある。

このため、毎年度、施策の実施状況について交通政策審議会海事分科会に報告することとする。また、日本船舶及び船員の確保の施策の効果について適当な時期において評価することとし、必要があると認めるときは、今後、新たな制度的枠組みについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　現行計画についてのこの告示の適用は、なお従前の例による。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成30年２月16日　札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　札幌地方検察庁　平成30年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成30年２月16日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成25年２月頃から平成27年10月14日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

照井元らが、インターネット有料サイトの接続料金等が発生しているなどとうそを言う方法により被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する銀行口座に現金を振込入金させて金銭の交付を受けた行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している業者名等

ア　使用した会社名

ハッピーメール、アイベック、ピュアアイ、ＡＤ＆Ｄ

（上記会社は実在しますが、当該会社がその犯罪を行ったわけではなく、犯人らが当該会社名を無断で使用したものです。）

イ　使用した担当者の偽名

アダチ、アベ、イノウエ、オオタ、オオモリ、オガワ、カネコ、コイケ、ゴトウ､コバヤシ、コマツ、コモリ、サカイ、ササキ、シミズ、シライシ、シロタ、ツチヤ、ナカムラ､ハヤカワ、フジヤマ、ホシノ、マツイ、マルヤマ、ミウラ、ムライ、ヤマモト、ヨコヤマ、ヨシムラ、ワタナベ

ウ　通話に使用した電話番号

03―3943―5759、03―4523―8695、03―6674―9859、03―6777―0094、03―6842―3568
03―6842―9748、03―6849―9051、03―6861―3536、03―6861―4610、03―6861―6616
03―6892―2010、03―6892―7120、03―6892―7676、03―6895―3956、03―6895―8513
052―385―6569、052―685―5038、052―747―5178、052―857―8022、06―7709―9559
06―7709―9586、080―4058―3612、090―1044―3703